

調剤補助業務とは、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所において、次の2つの行為をいう。

- ・処方箋に記載された医薬品（PTP シート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、
- ・当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為

また以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、「調剤に該当しない行為」として取り扱って差し支えないこととして、次の3点あげられています。

- ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
- ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為

なお薬剤師以外の者が、軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反する、としています。ただし、但し書きで「このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。」とし、調剤機器等においては一定範囲で可能だとしています。